

第14号

発行所 大阪市史跡 龍溪禅師墓所
 靈 亀 山 九 島 禅 院
 〒550 大阪市西区本田3丁目4-18
 ☎06-583-2725
 発行人 住 職 奥 田 啓 知 (智證)

命名権は仏さまにある！

「悪魔」ちゃん問題

日本中に議論をよんだ「悪魔ちゃん」問題。わが子に「悪魔」と命名し審判事件になったニュースは世間の耳目をさらしました。

東京地裁八王子支部は「昭島市が出生届けをいったん受理したことを理由に戸籍への記載を命じたが、悪魔という名前そのものについては、命名権の乱用で違法に当たる」との審判を下しました。

亡き人の名前(戒名)とはいえ、名前を考えるのは大変苦勞します。ましてや、生きているわが子のこと、わが子の将来を考えること、その命名は並み大抵「一度聞けば忘れない。目立つから」との理由とはいえ、社会通念からみて、子供の将来を考えると、首をかしげてしまいます。「名は体に応じ、体は名に応ずる」という古い諺を持ち出さなくとも、「悪魔の両親」の見識を疑ってしまいます。

そもそも、問題の原因は命名権が親権者(親)にある、子どもを親の所有物と考えるからこ

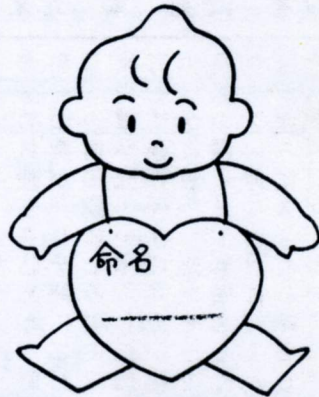
も、このような問題が生じるのです。

仏教の考え方では、子どもは親の所有物ではないのです。昔の人は「子どもは仏さまから授かるものだ」と信じていました。最近では、子どもをつくるというますが、昔はそう言ったもので

子どもは授かりもの、仏さまからお預かりしているのです。その意味では、親が子どもの名前を独善的に決定せずにおいてむしろ、その決定を仏さまにゆだねたほうがよいのです。

親が、これが最善と信じる名前を子どもにつける。それはそれでいいことですが、それだと親の信念・信条を絶対的に、子どもに押しつけることになりま

す。その信念・信条が間違っていたからこそ、「悪魔ちゃん」になったのです。しかし、生まれたばかりの子どもは自分の意思を表明できません。それでは、どうすればよいでしょうか。



エジプトでは、子どもに命名するとき、何本かのろうそくにそれぞれ異なる名前を書き込みそれに火をつけ、一番最後まで燃えていたろうそくに書かれた名前を、子どもにつけるそうです。

おもしろい命名法だと言えます。「子どもは、仏さまからの預かりものだ」という意識を、しっかり持つていければこのような問題はおこらなかつたのではないでしょうか。

子どもだけでなく、私たちのちや身体も、自分のものではないのです。仏さまからお預かりしているのです。「ご自愛下さい」という挨拶があります。それは、「仏さまからお預かりしている身体だから大切にしないさいよ」といった意味なのでしょう。それが、仏教でいう「無我」なのです。

